



平成27年5月19日

各 位

会社名 株式会社 コメリ
代表者名 代表取締役社長 捧 雄一郎
(コード番号 8218 東証第一部)
問合せ先 取締役 執行役員
経営企画室セ・ナルマゼジャー
早川 博
TEL. 025-371-4111 (代)

定款一部変更のお知らせ

当社は、平成27年5月19日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月25日開催予定の第54回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 定款変更の目的

当社定款におきましては、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、第27条(取締役の責任免除)及び第35条(監査役の責任免除)を規定しております。

今般、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が施行され、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、定款第27条及び35条の規定をそれぞれ変更するものであります。

なお、定款第27条の変更に关しましては、各監査役の同意を得ております。

2 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しています)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除) 第27条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>)との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(監査役の責任免除) 第35条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(監査役の責任免除) 第35条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

3 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月25日(予定)
定款変更の効力発生日 平成27年6月25日(予定)

以上